

# 高梁市の行政改革について

高 梁 市

令和元年8月23日



# 1. 行政改革とは

1

## 1) 「行政改革」という言葉の意味

- 行政の組織・機能（サービス）などを改革すること  
略称：「行革」

## 2) 「行政改革」の概念の誕生

- 行革関連特例法（昭和56年）にて、初めて法令上「行政改革」という言葉が用いられた

<行政改革とは>

行政が所与の理念なり政策目標を最も適切かつ効果的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改革措置

「行政改革」は、  
⇒組織やサービスを時代の変化に適應させたものに変えていくこと。

## 2.高梁市行政改革推進委員会

1) 設置 平成29年5月9日 告示第121号  
【高梁市行政改革推進委員会】

2) 所掌事務（第2条）

- 行政改革に関する事項の調査及び審議
- 行政改革の推進の助言
- その他必要な事項

3) 構成員（第3条）

- 各種団体の代表者、学識経験者など15名以内で構成

4) 今後の開催について

- 第1回 8月23日→①高梁市の行政改革について  
②公共施設の使用料の見直し など
- 第2回、3回 →補助金の見直し、事務事業評価について など

### 3.これまでの行財政改革の取り組み

3

#### 1) 第1次高梁市行財政改革大綱（H17～H22）

##### 【取組の趣旨】

地方交付税の削減に伴う危機的な財政状況の到来により、限られた資源で最大限の市民サービスを提供していくために、行財政システムの抜本的な見直しを実施

##### 【取り組み項目】

- ①市政の運営方針の改革 ⇒ 広報公聴機能強化、情報公開の推進
- ②組織の改革 ⇒ 簡素で効率的な組織、定員管理の適正化
- ③人の改革 ⇒ 人事評価制度の導入、各種手当の見直し
- ④財政構造の改革 ⇒ 税等の徴収強化、地方債の発行抑制
- ⑤事務事業の改革 ⇒ 一般事務経費の削減、補助金等の見直し

##### 【改革の効果】

- ①効果額：4,060百万円（達成率108.2%）
- ②職員の削減数：160人



## 2) 第2次高梁市行財政改革大綱（H22～H26）

### 【取組の趣旨】

国の深刻な財政状況や合併特例期間終了に伴い、地方交付税が削減されることなどに対応するため

### 【取り組み項目】

- ①市民との協働による開かれた市政の推進  
⇒ 公聴広報機能の強化、情報公開の推進
- ②時代に即した行政運営の推進  
⇒ 小・中学校の再編、消防団の見直し
- ③施設管理の見直しと公有財産の有効活用  
⇒ 指定管理制度の活用、遊休資産の有効活用
- ④組織機構の再編と人材育成の推進  
⇒ 簡素で効率的な組織、定員管理の適正化
- ⑤持続可能な財政基盤の確立  
⇒ 徴収体制の強化、行政評価システムの導入

### 【改革の効果】

- ①効果額：2,780百万円（達成率128.0%）
- ②職員の削減数：56人

## 4.第3次行財政改革プランの基本方針

5

### 1) 改革の趣旨

これまでの改革の経緯や経過、背景を検証し、その取組成果や反省を活かしつつ、将来の高梁市に対して「何を残し、何を廃止するのか」という長期的な視点にたった行財政改革を推進する。

### 2) 改革のテーマ

『将来の人口減少を見据えた行財政基盤の確立』

### 3) 改革の取り組み内容

①「行政運営改革」、②「財政構造改革」、③「行政サービス改革」を改革の実施方針とし、その方針に基づいた10項目を実施項目として定め、改革に取り組む。



## ①行政運営改革

人口減少が予測される中において、限られた資源を最大限に活用し、刻々と変化する社会経済環境や多様化・高度化する市民ニーズに迅速に対応するために、簡素で効率的な組織体制の構築や職員配置、職員一人ひとりの資質の向上を図る。

### 【実施項目】

- 簡素で効率的な組織体制の構築と職員定数の管理
- 人材育成と職員の意識改革
- 働き方改革の推進 など

## ②財政構造改革

事務事業等の見直しや公共施設の適正な管理、使用料の見直しや債権等の徴収体制の強化を図ることにより、歳入確保と適正な歳出維持を図り、持続可能な財政運営に努める。

### 【実施項目】

- 事務事業等の見直し
- 公有資産の適正な管理と有効活用
- 受益者負担の適正化
- 新たな財源の確保
- 徴収体制の強化 など

### ③行政サービス改革

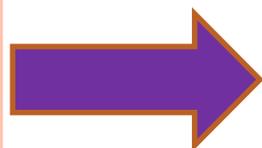
企業等の公的サービスへの参画を促進し、民間の知恵・資金等を有効活用することにより、公共サービスの効率化、市民の利便性やサービスの質の向上を実現し、限られた行政資源を有効に活用できる環境を整備する。

#### 【実施項目】

- 民間活力の積極的な活用
- 窓口サービスの充実 など

## 4) 計画推進期間

期間：平成29年度～令和3年度の5年間

 平成30年3月策定



## 5.平成30年7月豪雨災害の概要

### 1) 被害の概要 (復興計画から)

【公共施設被害】 (H31.3.26現在)

被害総数 2,494件

被害総額 74億円 (市道・河川41億円、農林12億円、上下水道10億円…)

### 2) 災害関連予算額 (復旧・復興・防災)

平成30年度 69億円 (3月補正予算後) ※含台風24号災害

令和元年度 48億円 (6月補正予算後)

### 3) 復旧・復興・防災にかかる事業費 (復興計画から)

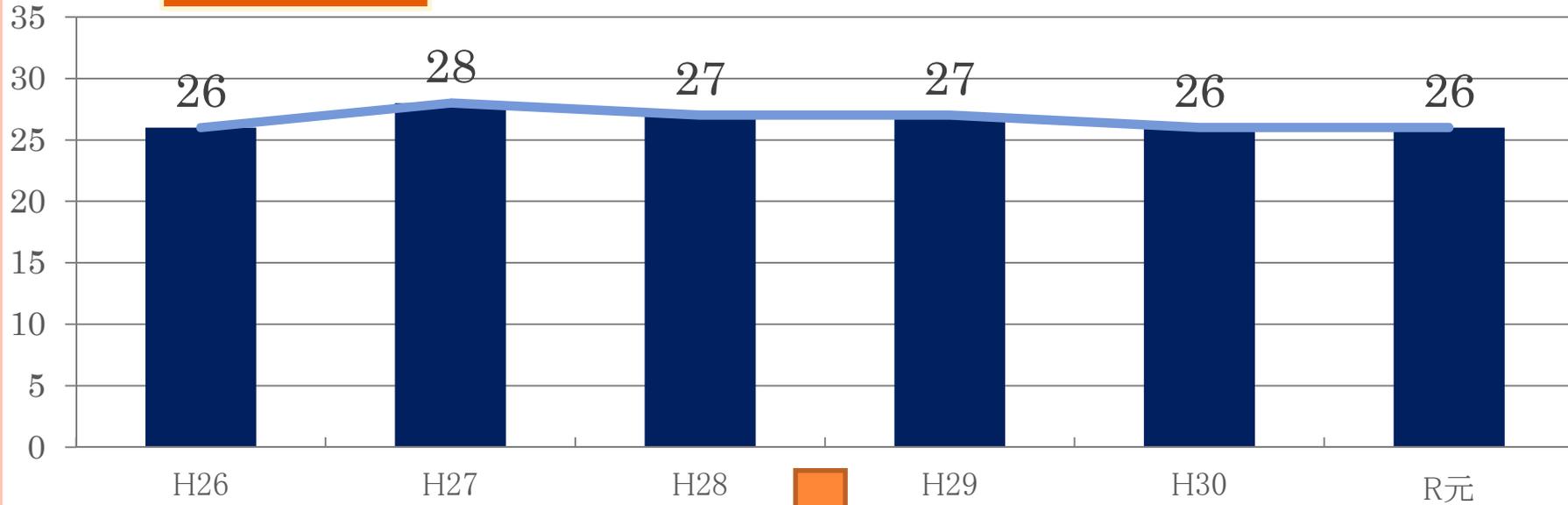
全体事業費 143億円 (内 一般財源 31億円)



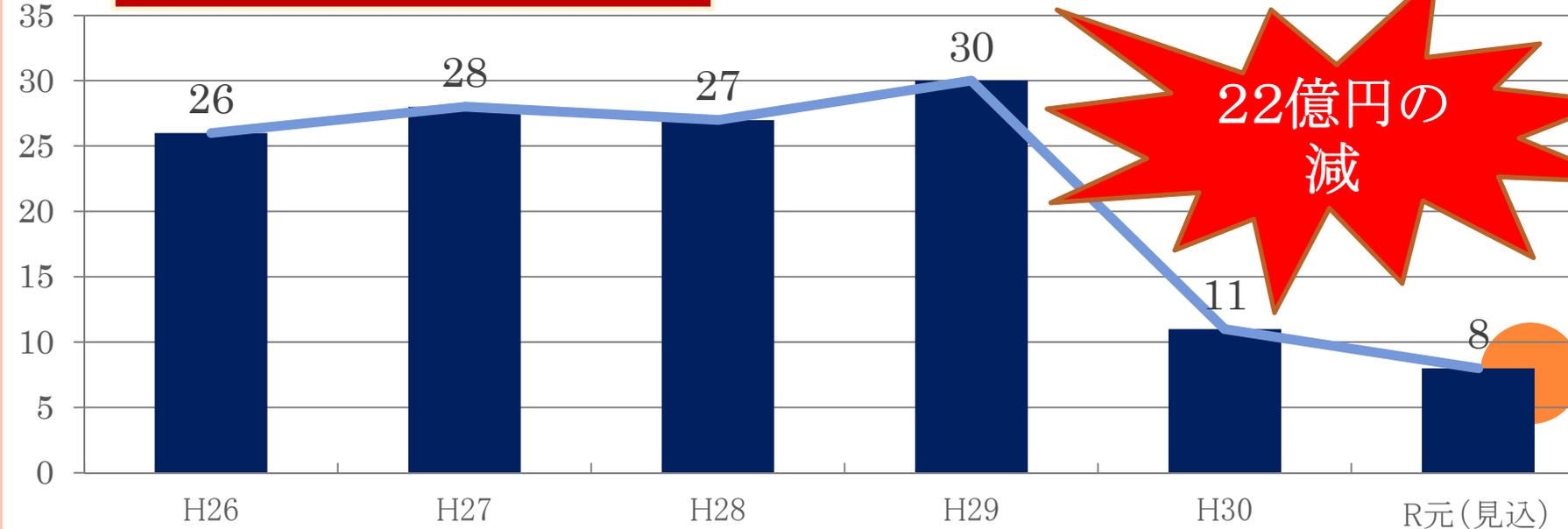
**財政状況はさらに厳しくなる！**

# 財政調整基金の推移

(億円) 計画策定時

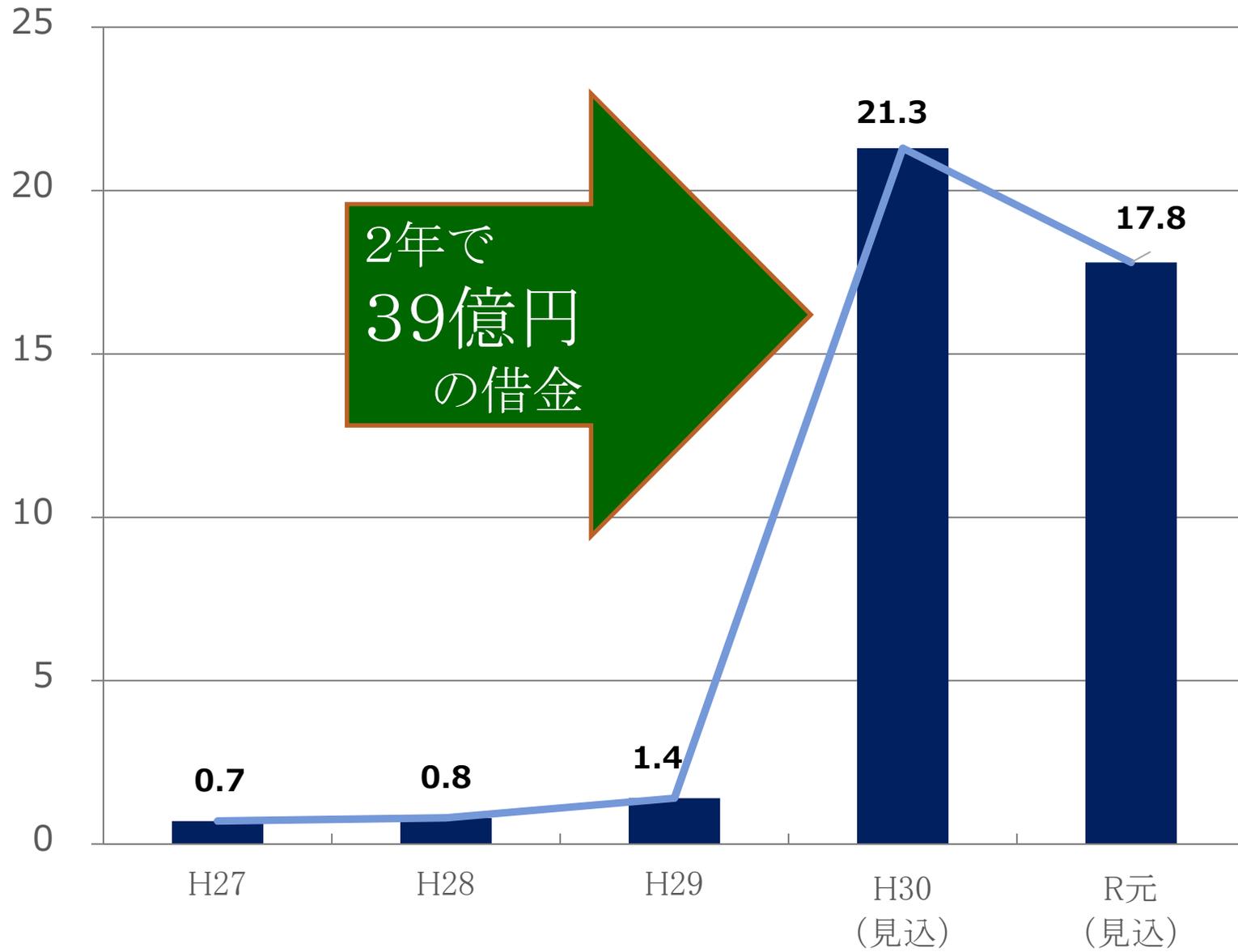


(億円) 平成30年7月豪雨災害後



## 災害復旧債の借入額の推移

(億円)



## 6.令和元年度の行財政改革の取り組み

11

第1回行財政改革推進本部会議（4月）において取り組み事項を決定

- 実施計画の進捗管理  
（全体的取り組み）
- 公共施設の使用料の見直し（減額・免除制度の適用基準の統一）
- 事務事業評価の実施
- 補助金の見直し
- 団体事務の見直し

### 実施計画の進捗管理

年度当初にその年度の取組内容や目標設定を行う。

- 公共施設の使用料の見直し（減額・免除制度の適用基準の統一）

平成30年度に行った受益者負担額の調査を踏まえ、検討の結果、使用料を見直すとしたものは条例改正などを行う。

減額・免除制度の適用基準の統一についても同時に行う。

- スケジュール  
見直す使用料の決定（8月）



## ・補助金の見直し

各種団体・事業への補助金について、状況調査、ヒアリングを行い、見直しを図る基準を設ける。

- ・見直し基準の考え方
  - ①公益上必要かどうか
  - ②補助対象経費が明確か
  - ③過大な繰越金がないか
- ・スケジュール
  - ①ヒアリング対象の選定（9月）
  - ②ヒアリングの実施（9～10月）
  - ③見直し方針の決定（11月）

## ・事務事業評価の実施

平成30年度に作成した事務事業評価シートを活用し、アドバイザーからの助言を踏まえ選定した事業のヒアリングを実施し、見直しを図る。

- 見直し基準の考え方
  - ①成果目標が適正かどうか
  - ②事業の成果があらわれているかどうか
  - ③他の事業と重複していないかどうか
  - ④特定の者のみ受益者となる不公平となっていないか
- スケジュール
  - ①ヒアリング対象事業の選定（9月）
  - ②ヒアリングの実施（9～10月）
  - ③見直し事業の決定（11月）

## • 団体事務の見直し

市職員が携わっている団体の事務について、市がすべきであるかを検討するため実態調査を行う。

- 見直し基準の考え方
  - ①団体の自主性・自立的な活動の促進
  - ②市が団体事務を行う必要性の検討
- スケジュール  
実態調査の実施（11月以降）

